

Sector Review 3

一般法人の運営等に関するアンケート結果の概要

— なぜ公益認定を目指さないのか —

2026 年 9 月 28 日

1. 調査の概要

2025 年 4 月に施行された公益法人制度改正は、公益法人の側から語られることが多い。しかし同制度改正は、公益認定を受けていない一般社団法人・一般財団法人（以下「一般法人」という。）にとっても、「公益を目指すかどうか」を考え直す機会であったはずである。財務規律は柔軟化され、行政手続は簡素化され、認定要件も明確化された。一般法人の数は一般社団法人 88,674 法人、一般財団法人 7,924 法人、合わせて 96,598 法人にのぼり（国税庁法人番号公表サイト、2026 年 9 月 1 日現在）、公益法人のおよそ 10 倍にあたる。施行から 1 年半が経過したいま、これだけの数の法人は公益認定をどう考えているのか。本稿は、この問いを軸に結果をみていく。

当協会は 2026 年 8 月 3 日から 9 月 10 日にかけて一般法人を対象とするウェブアンケートを実施し、有効回答 797 件（解答率：12.1%）を得た。内訳は一般社団法人 540 件（67.8%）、一般財団法人 257 件（32.2%）で、公益目的支出計画を実施中の移行法人が 321 件（40.3%）、計画を完了した法人が 309 件（38.8%）、それ以外が 167 件（21.0%）である（表 1）。事業分野では業界団体が 214 件（26.9%）と最も多い。同時期に実施した公益法人向け調査（有効回答 1,370 件）と対をなす調査であり、必要に応じて公益法人側の数値も併記した。

表 1 回答法人の内訳

区分	法人数	構成比	区分	法人数	構成比
一般社団法人	540	67.8%	1 千万円未満	120	15.1%
一般財団法人	257	32.2%	1 千万円以上 5 千万円未満	265	33.2%
移行法人（計画実施中）	321	40.3%	5 千万円以上 1 億円未満	111	13.9%
一般法人（計画完了後）	309	38.8%	1 億円以上 5 億円未満	199	25.0%
上記以外の一般法人	167	21.0%	5 億円以上 10 億円未満	55	6.9%
非営利徹底法人	314	39.4%	10 億円以上	47	5.9%
共益法人	116	14.6%	（参考）業界団体	214	26.9%
普通法人	367	46.0%	（参考）関東	292	36.6%

注：左列の上段は法人の別、中断は法人形態別、下段は法人税法上の区分。右列上段は 2025 年度の総収入（経常収益）の規模別内訳。下段（参考）は事業種別。構成比は有効回答 797 件に占める割合。

2. 法人格の選び直し

法人格をあらためて選択できるとしたら、という問いに対し、84.9%が「やはり一般法人」と答えた。「公益法人」を選ぶとしたのは 6.1%にすぎない。同じ問いに公益法人の 81.8%が「やはり公益法人」と答えており、二層構造の両側で、法人はいまいる場所を選び直している。この比率は属性によってほとんど動かない。唯一の例外が法人税法上の区分で、「公益法人」を選んだ一般法人の割合は、共益法人 116 法人の 10.3%、非営利徹底法人 314 法人の 7.0%、普通法人 367 法人の 4.1%の順となっている。

3. 公益認定の取得意向

制度改正を踏まえて公益認定の取得を目指す意向はあるか（図1）。「取得を目指す方針を固めた」0.3%と「前向きに検討している」0.8%を合わせ、前向きな回答は1.1%（9 法人）にとどまった。

「関心はあるが、実務的・人的リソース等の制約により難しい」が10.5%。これに対し「メリットを感じておらず、今後も取得する予定はない」が50.9%と半数を超え、「制度改正の内容を把握できておらず、判断できない」が27.4%を占めた。公益認定は、検討されたうえで見送られているというより、そもそも検討の俎上に載っていないというのが実態に近い。

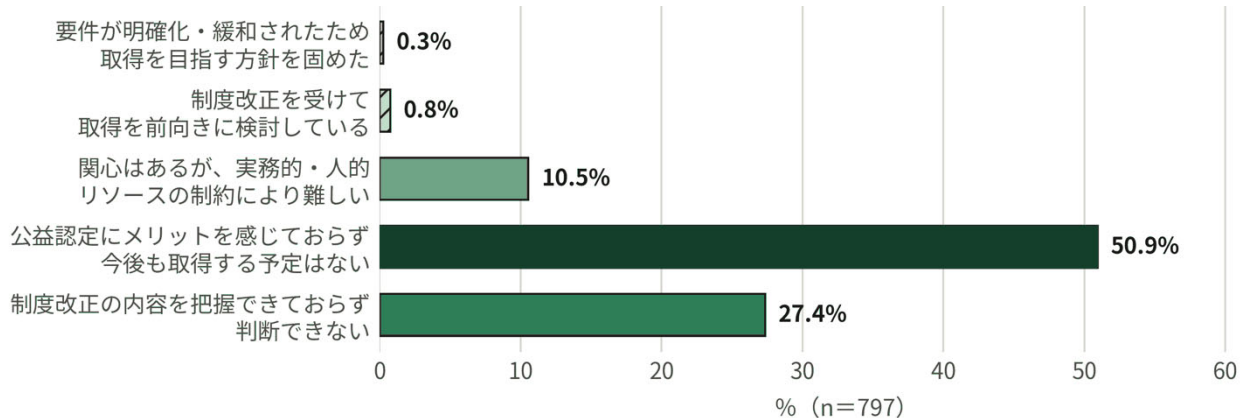


図1 今後、公益認定の取得を目指す意向

この構図は収入規模によって分かれる（図2）。「メリットを感じない」は小規模46.6%から大規模61.8%へ上昇し、逆に「把握できておらず判断できない」は小規模31.3%から大規模16.7%へ低下する。大規模法人は制度を理解したうえで公益認定を選ばず、小規模法人はそもそも判断の土俵に乗っていない。同じ「目指さない」でも中身はまったく異なり、前者には制度設計そのものへの

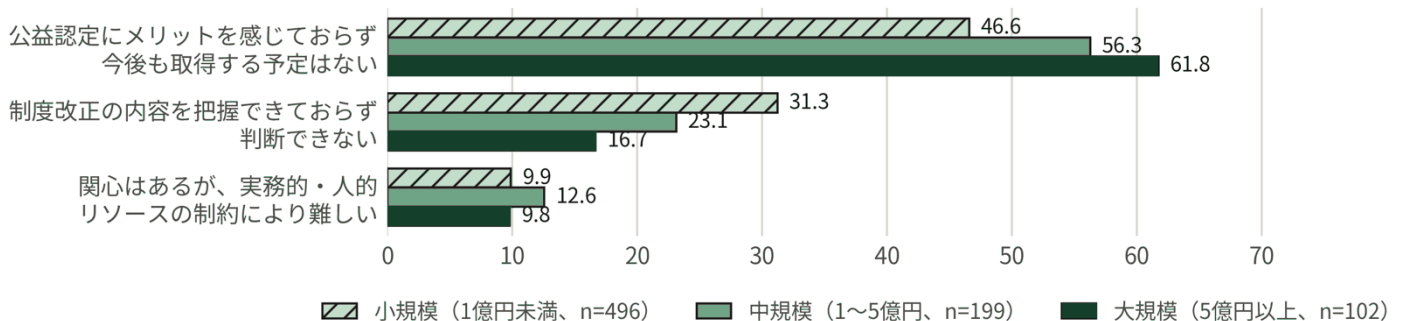


図2 公益認定の取得意向（収入規模別、%）

4. なぜ公益法人にならないのか

公益法人以外を選択した法人に移行を望まない理由を尋ねた（図3）。最多は「自由に、柔軟に公益活動を実施したいため」51.6%で、制度の個々の規制ではなく自律性そのものが選択の理由になっている。以下、「毎年の定期提出書類の作成事務負担」35.8%、「公益目的事業比率の制限」29.7%、「行政庁による指導監督の負担」22.7%、「変更認定申請・変更届出の手続き負担」17.7%と続き、2025年改正の目玉であった「中期的収支均衡」は15.1%、「用途不特定財産規制」は7.2%にとどまった。

理由の中身は規模によって大きく異なる（図4）。財務規律にかかわる項目は規模が大きいほど強く意識され、「公益目的事業比率の制限」は小規模24.1%に対し大規模45.7%、「中期的収支均衡」は10.9%に対し30.9%である。これに対し、「定期提出書類の事務負担」は小規模35.0%、大規模33.0%とほとんど差がなく、「自由に、柔軟に」も50.9%対53.2%で横並びである。事務負担と自律

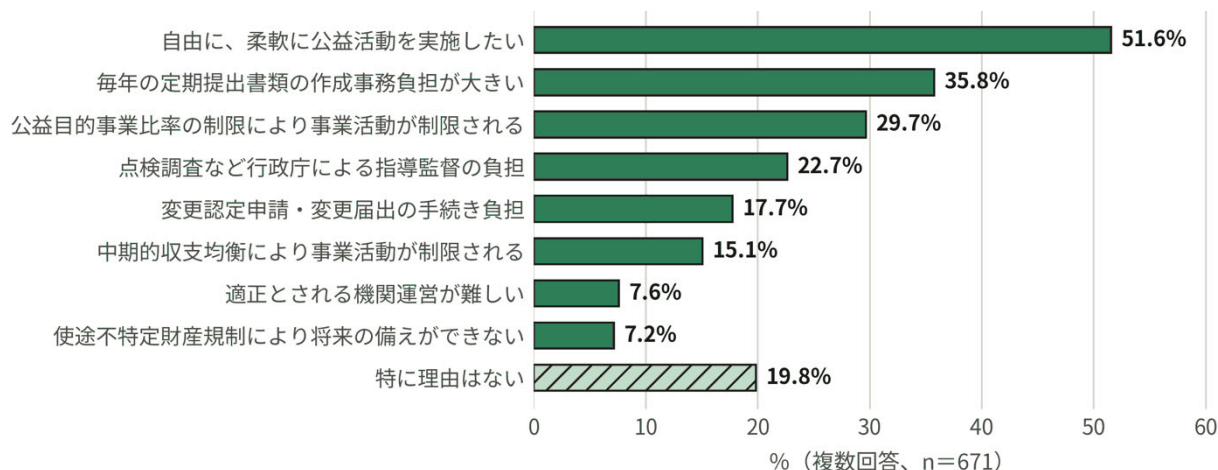


図3 公益法人への移行を望まない理由

性は規模を問わない共通の壁であり、財務規律は規模とともに重みを増す壁である。

財務規律は、規模が大きいほど重みを増す壁である。緩和は 2025 年改正の目玉であったにもかかわらず、その恩恵を最も受けるはずの大規模法人において、公益目的事業比率の制限（45.7%）と中期的収支均衡（30.9%）はなお移行を見送る主たる理由であり続けている。制度理解の不足が主たる要因とは考えにくい層での結果であるだけに、緩和が移行の判断を動かすには至っていないと読むべきだろう。なお「自由に、柔軟に」は共益法人 60.0%、非営利徹底法人 54.2%、普通法人 46.8%の順で、普通法人では「特に理由はない」が 24.7%と最も多い。

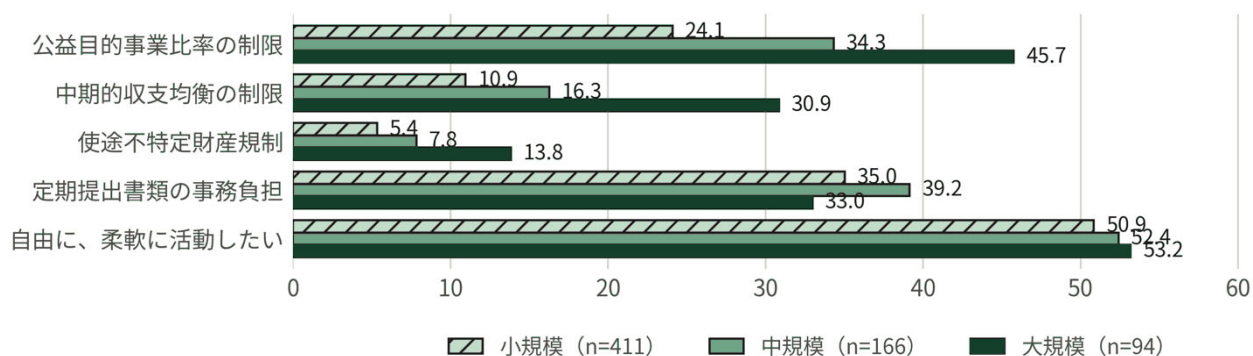


図4 公益法人への移行を望まない理由（収入規模別、複数回答、%）

5. 一般法人であることのメリット

視点を変えて、一般法人になって良かった点を見る（図5）。「行政による監督がなく実施事業に専念できる」35.8%、「毎年の定期提出書類が無い」28.7%、「公益目的事業比率の制限がない」24.8%。

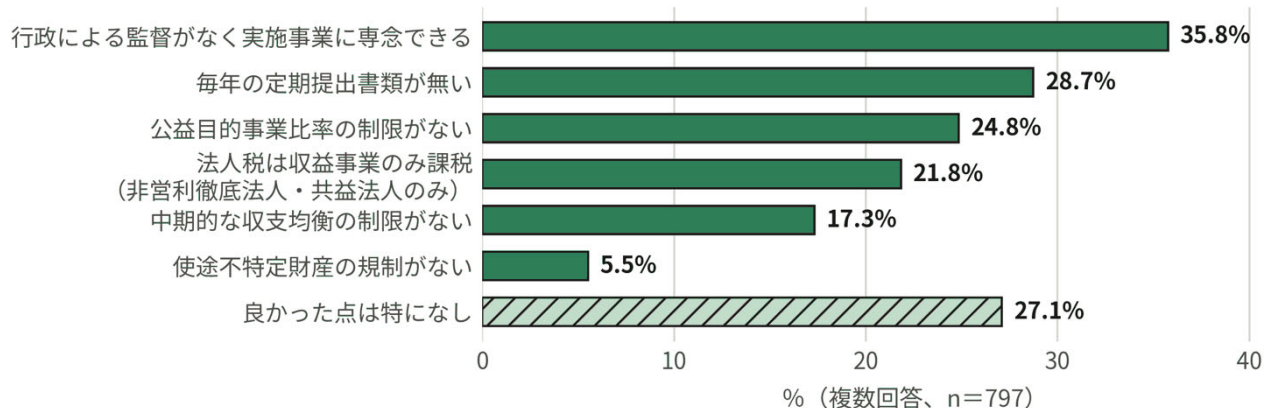


図5 一般法人になって良かった点

24.8%、「法人税は収益事業のみ課税」21.8%と続き、監督と事務負担からの自由が価値の中心にあ

る。ただし「良かった点は特になし」も 27.1%を占める。公益法人側で同じ回答が 5.4%にとどまることと対照的である。公益法人の「社会的な信用」（76.4%）が外部に示せる便益であるのに対し、一般法人の利点は監督・報告義務・事業比率制限が「課されないこと」であり、その性質上、対外的な価値として語りにくい。

表 2 一般法人になって良かった点（法人税法上の区分別、%）

区分	n	行政の監督がない	定期提出書類が無い	収益事業のみ課税	特になし
全 体	797	35.8	28.7	21.8	27.1
普通法人	367	32.7	25.3	10.1	36.2
非営利徹底法人	314	38.9	32.8	28.0	18.2
共益法人	116	37.1	28.4	42.2	22.4

注：複数回答。「収益事業のみ課税」は非営利徹底法人・共益法人のみが対象となる選択肢。

利点の中身は法人税法上の区分によって大きく異なる（表 2）。「収益事業のみ課税」を挙げたのは共益法人 42.2%、非営利徹底法人 28.0%である。全所得課税となる普通法人ではこれを挙げた法人はほとんどなく（10.1%¹）、税制上の便益は非営利型法人に限られている。その結果、「良かった点は特になし」は普通法人 36.2%、非営利徹底法人 18.2%と 2 倍の開きが生じた。税制上の便益を持たない普通法人にとって、一般法人であることは「選んだ状態」というより「そうなっている状態」に近い。

6. 移行法人という中間状態

利点の実感は、法人の形態によってさらに大きく分かれる。「行政による監督がなく実施事業に専念できる」を挙げたのは移行法人（公益目的支出計画を実施中）では 24.9%にとどまるのに対し、計画を完了した法人では 46.0%に達する。「毎年の定期提出書類が無い」も 17.1%対 38.8%である。一般法人であることのメリットは、公益目的支出計画を終えてはじめて現実のものになる。

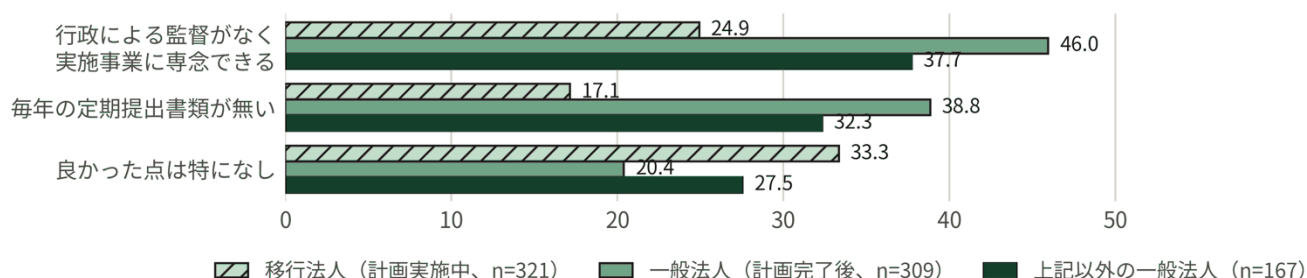


図 6 一般法人になって良かった点（法人の形態別、複数回答、%）

苦労している点でも同じ断層が現れる。全体では「特になし」が 47.7%と半数近くを占めるが、移行法人 26.5%に対し計画完了後 59.9%、それ以外の一般法人 65.9%である。全体で 2 番目に多い「公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く」28.6%は、移行法人に限れば 63.6%にのぼる。移行法人に計画履行上の最大の課題を尋ねたところ、「計画通りの金額を消化すること（赤字の維持）が財政的に苦しい」を 144 件（46.3%）が選んだ。自由記述には「土地資産があるため、公益目的支出計画が完了せず何十年と続く」「人件費の上昇や物価高騰に伴い、当初の公益目的支出計画で見積もった支出額増となり、資金が大幅に不足してきている」といった声が並ぶ。監督と報告は続き、公益法人としての便益はない——この中間状態に、回答者の 4 割が置かれている。

¹ 普通法人は全所得が課税対象であり、「収益事業のみ課税」は制度上該当しない選択肢である。これを挙げた 37 法人には、自法人の法人税法上の区分を非営利型と誤認しているか、収益事業以外の事業が課税対象となることを認識していない法人が含まれている可能性がある。

なお、計画関連を除くと苦勞の上位は「税金の負担」12.5%、「相談する先がない」9.2%である。注目されるのは、「社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる」が7.4%にとどまったことである。公益法人がその最大の利点として「社会的な信用が一般法人よりも高い」を76.4%挙げているのに対し、一般法人の側で信用の不足を実感している法人はごく一部にすぎない。認定の価値は、公益法人の側からのみ見えている。

7. さいごに

2025年の制度改正は、公益認定をより選びやすいものにするはずであった。一般法人797法人の回答は、その前提がどこまで当てはまるのかを問い直させる。本稿でみてきたことは、次の四点に整理できる。

第一に、一般法人は一般法人であることを積極的に選び直している。84.9%が「やはり一般法人」と答え、公益認定を前向きに検討しているのは1.1%にすぎない。第二に、「公益認定を目指さない」には二つの異なる中身がある。「メリットを感じない」50.9%は大規模法人ほど多く（61.8%）、「把握できておらず判断できない」27.4%は小規模法人ほど多い（31.3%）。理解したうえでの選択と、判断材料の不在とでは、必要な政策対応がまったく異なる。

第三に、公益を選ばない理由の中心は規制の個々の中身ではなく自律性である。「自由に、柔軟に」51.6%が最多で、事務負担（35.8%）がこれに次ぐ。財務規律に関する理由は規模が大きいほど強く、事務負担と自律性は規模を問わない。第四に、移行法人は制度上の中間状態に置かれている。回答者の4割を占める移行法人では「苦勞している点は特になし」が26.5%（計画完了後59.9%）にとどまり、計画履行では46.3%が「赤字の維持が財政的に苦しい」と答えた。

一般法人は公益法人制度の「予備軍」ではない。自らの活動に適した器としてこの法人格を選び、そこにとどまることを選んでいる。その前提に立てば、政策的な課題は「どうすれば公益認定を増やせるか」ではなく、「公益認定を選ぶ法人にも選ばない法人にも、必要な情報と支援が届いているか」という形をとるはずである。改正の内容が4分の1以上の法人に届いていないこと、相談先の不在が実務の孤立を生んでいること、移行法人が長期の計画を抱えたまま置かれていることは、いずれもその問いに直結する。

（白石 喜春）